

5月12日は 「民生委員・児童委員の日」

5月12日(月)～18日(日)は
民生委員・児童委員の活動強化週間です

■民生委員・児童委員とは？

民生委員・児童委員は福祉に関する身近な相談役です。厚生労働大臣から委嘱された非常勤の公務員で、地域福祉を担うボランティアとして、全国で約23万人が活動しています。市内12地区で165人が活動しています。

役割

担当区域内の実情を把握し、地域住民に対し適切に相談・援助を行います



地域住民の一員として、担当区域で高齢者や障害者の安否確認や見守り、子どもへの声掛けなどを行っています。

また、医療や介護の悩み、妊娠や子育ての不安、経済的困窮による生活上の心配ごとなどの相談に応じ、福祉サービスの情報提供も行っています。

■主任児童委員とは？

民生委員・児童委員のうち、特に子どもがいる家庭に関する福祉を専門に担当しています。原則として区域を直接担当せず、個別の案件について当該区域を担当する民生委員・児童委員と連携し、対応します。

市では各地区2人ずつ、全体で24人の主任児童委員が活動しています。

相談内容に応じ、必要な支援が受けられるよう、地域の専門機関とのつなぎ役になります。

ただし、つなぐためにはある程度の知識と情報も必要であり、適切な支援に結びつけるため、つなぎ先の判断も重要です。

そのため、民生委員・児童委員は各地区で行われる定例会や、各団体主催の研修会に参加するなど、日々自己研さんに努めています。



■民生委員・児童委員はこんな活動をしています

見守り訪問



「地域と行政の“つなぎ役”」として、ひとり暮らしの高齢者宅を中心に見守り訪問をしています。

ふれあいいきいきサロンの運営(協力)



高齢者のための地域交流の場「ふれあい・いきいきサロン」の運営や協力などを行っています。

登校時のあいさつ運動



地域コミュニケーション活性化のため、定期的に登校時のあいさつ運動を行い、明るく安心な地域づくりに取り組んでいます。

乳幼児宅訪問事業



毎年10～11月に乳幼児がいる世帯を訪問し、子育てに役立つ情報を届けるとともに、育児相談を受けています。

■秘密は守ります

民生委員法第15条は「民生委員は、その職務を遂行するに当たっては、個人の人格を尊重し、その身分上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によって、差別的又は優先的な取扱をすることなく、且つ、その処理は、実情に応じて合理的にこれを行わなければならない」と定めています。

民生委員・児童委員は職務上知りえた情報を漏らしてはいけない義務があります。安心してご相談ください。



安中市民生委員児童委員協議会【事務局】

困福祉課社会福祉係

(☎内線1153)

困住民福祉課福祉こども係

(☎内線2153)